

新潟県会計年度任用職員(専門)【自動車運転業務】募集要領

令和 3 年 2 月 24 日
新潟県立高田農業高等学校

新潟県立高田農業高等学校で勤務する会計年度任用職員(専門)を募集します。

- 勤務地 新潟県立高田農業高等学校
- 所在地 上越市東城町1丁目4番41号
- 募集期間 令和3年2月24日(水)から令和3年3月5日(金)
- 面接審査日 令和3年3月11日(木)
※ 時間等の詳細は別途連絡します。
- 勤務予定期間 令和3年4月1日から令和3年11月30日までの130日間
※ 勤務実績が良好で、当該会計年度任用職員の職が継続される場合には、4回まで再度任用する場合があります。
- 試用期間 採用後1か月間は条件付採用期間とし、その間の職務を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。(労働条件は同様)
- 募集人員 1人
- 業務内容
 - ・大型バスによる生徒の実習地への送迎及び車両維持管理
 - ・実習地における作物栽培、森林管理及び動物飼育等の実習補助
 - ・農場及び畜舎の維持管理補助
 - ・その他校長の指定する業務に従事します。

〔会計年度任用職員(専門)とは〕

1年以内の期間で任用し、専門的又は特定の分野の業務に従事する短時間勤務の職員です。

1 応募の要件等

- (1) 年齢・学歴は問いません。
- (2) 大型運転免許を有すること。(大型バスの運転経験があることが望ましい。)
- (3) 次のいずれか(地方公務員法第16条で規定する欠格条項)に該当する人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)

2 勤務条件

- (1) 勤務時間等

ア 勤務日 校長が指定する日（原則として月曜日から金曜日の間で指定しますが、学校行事の関係で土日祝日を指定する場合があります。）

イ 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで
（休憩時間：午後0時40分から午後1時40分まで）

(2) 報酬

日額 7,693円（月末締め翌月10日払い：5月は15日払い）

(3) 通勤に要する経費

正規職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内で支給します。

（日額：限度額55,000円÷21日≒2,619円）

(4) 加入保険等

雇用保険、労災保険

(5) その他

ア 会計年度任用職員の職を退職後1年間は、本校の臨時的任用職員として採用できませんので、ご注意ください。

イ 正規職員と同様に守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）や兼職禁止（校務以外での営利企業に従事することの制限）などの地方公務員法の規定が適用されます。

3 考査結果（合否）の通知等

選考考査の結果（合否）は、令和3年3月15日までに電話で通知します。なお、合格者には電話でも連絡します。

4 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記(4)の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 （ア）市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの （イ）ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 上記ア（ア）のもの ※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（専門）採用選考考査申込」と朱書きしてください。 ※ インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。
(2) 申込受付期間	随時
(3) 持参の場合の 申込受付時間	午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
(4) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県立高田農業高等学校 事務室 〒943-0836 上越市東城町1丁目4番41号 電話 025-524-2260